

平成23年度 天理市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度天理市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------|---------|
| (1) | 病床数 | 129床 |
| (2) | 年間患者数 | |
| | 入院延 | 33,050人 |
| | 外来延 | 78,470人 |
| (3) | 一日平均患者数 | |
| | 入院 | 91人 |
| | 外来 | 316人 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	病院事業収益	1,956,539千円
第1項	医業収益	1,848,207千円
第2項	医業外収益	108,331千円
第3項	特別利益	1千円

	支 出	
第1款	病院事業費用	1,956,539千円
第1項	医業費用	1,911,244千円
第2項	医業外費用	43,429千円
第3項	特別損失	1,566千円
第4項	予備費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額29,304千円は当年度分損益勘定留保資金29,304千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款	資本的収入	47,885千円
第1項	企業債	11,000千円
第2項	補助金	36,883千円
第3項	固定資産売却代金	1千円
第4項	寄附金	1千円

	支 出	
第1款	資本的支出	77,189千円
第1項	建設改良費	15,015千円
第2項	企業債償還金	61,974千円
第3項	予備費	200千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建物整備及び 医療器械購入	千円 11,000	証書借入	% 5.0以内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合 により繰上償還又は低利に借 り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,235,865 千円

(他会計からの補助金)

第9条 国、県及び一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

国 庫 1,575千円、 県 費 1千円、 一般会計 293,721千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、269,157千円と定める。

平成23年3月2日 提出

天理市長 南 佳策